

住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査業務

西原遺跡群

—— 第4・5次発掘調査報告書 ——

令和7年7月

郡山市教育委員会

序 文

郡山市は、福島県のほぼ中央に位置し、豊かな自然に恵まれ、その地理的特徴から、原始・古代より交通の結節点として東西南北から、さまざまな地域の文化が集まり、それらを礎として多様な文化が形成されてきました。

文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、地域文化の向上・発展の基礎となるものであります。その中でも、埋蔵文化財は文字の無い時代や文献資料の少ない地域の歴史や文化を解明するための貴重な資料です。

郡山市教育委員会では、本市の歴史や文化を解明する貴重な財産である埋蔵文化財を後世に遺し、継承していくことが現代に生きる私たちの大きな責務であるとの認識のもと、埋蔵文化財の保存と活用に努めているところであります。

西原遺跡群は、縄文時代と平安時代の散布地として周知されており、これまでの調査で平安時代の竪穴建物跡や掘立柱建物跡・土坑などが発見されています。この度は、個人住宅の建築に伴い記録保存が必要となり、令和3年度に第4次発掘調査を、令和6年度に第5次発掘調査を実施しました。2回の調査では、土坑や掘立柱建物跡等のほか、縄文土器や土師器の破片が出土し、縄文時代から平安時代にかけての人の営みの痕跡が確認されました。

本書は、発掘調査の成果を周知し、活用できるように後世に残す記録としてまとめたものであります。今後、地域の歴史解明の基礎資料や研究資料として、広く皆様に活用していただきますとともに、埋蔵文化財の保存と活用について御理解をなお一層深めていただければ幸いに存じます。

結びに、発掘調査実施から報告書作成にあたり、御尽力を賜りました関係各位の皆様に敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げ序文といたします。

令和7年7月

福島県郡山市教育委員会

調 査 要 項

遺跡名(次数)	西原遺跡群(第4次・第5次)
所在地	第4次:福島県郡山市富田町字向山26-2、27-1 第5次:福島県郡山市富田町字矢ノ根石5
発掘調査期間	第4次:令和3年7月21日～令和3年7月30日 第5次:令和6年12月11日～令和7年12月26日
発掘調査面積	第4次:87㎡ 第5次:195㎡
調査委託者	郡山市(市長 品川萬里)
調査主体者	郡山市教育委員会(教育長 小野義明)
調査担当者	第4次:公益財団法人郡山市文化・学び振興公社(代表理事 山本晃史) 第5次:公益財団法人郡山市文化・学び振興公社(代表理事 浜津佳秀)
調査員	第4次:日下政勝 第5次:垣内和孝
調査補助員	第4次:安藤未希 第5次:菅田義克
業務従事者	第4次:日下 安藤 伊藤美栄子 吉成静江 第5次:垣内 菅田 今泉淳子 関根寿夫 塚原讓 橋本志津 山田秀和 吉田イチ子
調査協力	石井辰一 國分久美子 王子建設株式会社 株式会社おほり建設(順不同・敬称略)

例 言

1. 本書は、福島県郡山市富田町に所在する西原遺跡群の住宅建設に伴う記録保存を目的とした第4次および第5次発掘調査の報告書である。
2. 発掘調査および整理報告に関わる費用は郡山市が負担した。
3. 本書は、公益財団法人郡山市文化・学び振興公社文化財調査研究センターが編集し、郡山市教育委員会が発行した。
4. 本書の執筆は、1・3・4を垣内和孝、2を郡山市文化振興課文化財保護係の荒木麻衣が行なった。
5. 調査に関わる記録・資料および出土遺物は郡山市教育委員会の保管である。
6. 西原遺跡群発掘調査の既刊報告書として、以下の文献がある。
『西原遺跡群 大島地区調査報告』郡山市教育委員会 平成9年
『西原遺跡群(第2次)西原遺跡群(第3次)中台遺跡(第1次)原ノ町遺跡(第1次)十文字遺跡(第1次)発掘調査報告』郡山市教育委員会 平成29年
7. 本書の作成に際し、上記文献の他、郡山市教育委員会発行の発掘・分布調査報告書を参照した。

目 次

序 文

調査要項

例 言

目 次

1. 位置と概要	1
2. 調査に至る経過	5
3. 第4次発掘調査	6
4. 第5次発掘調査	8
写真図版	11

報告書抄録

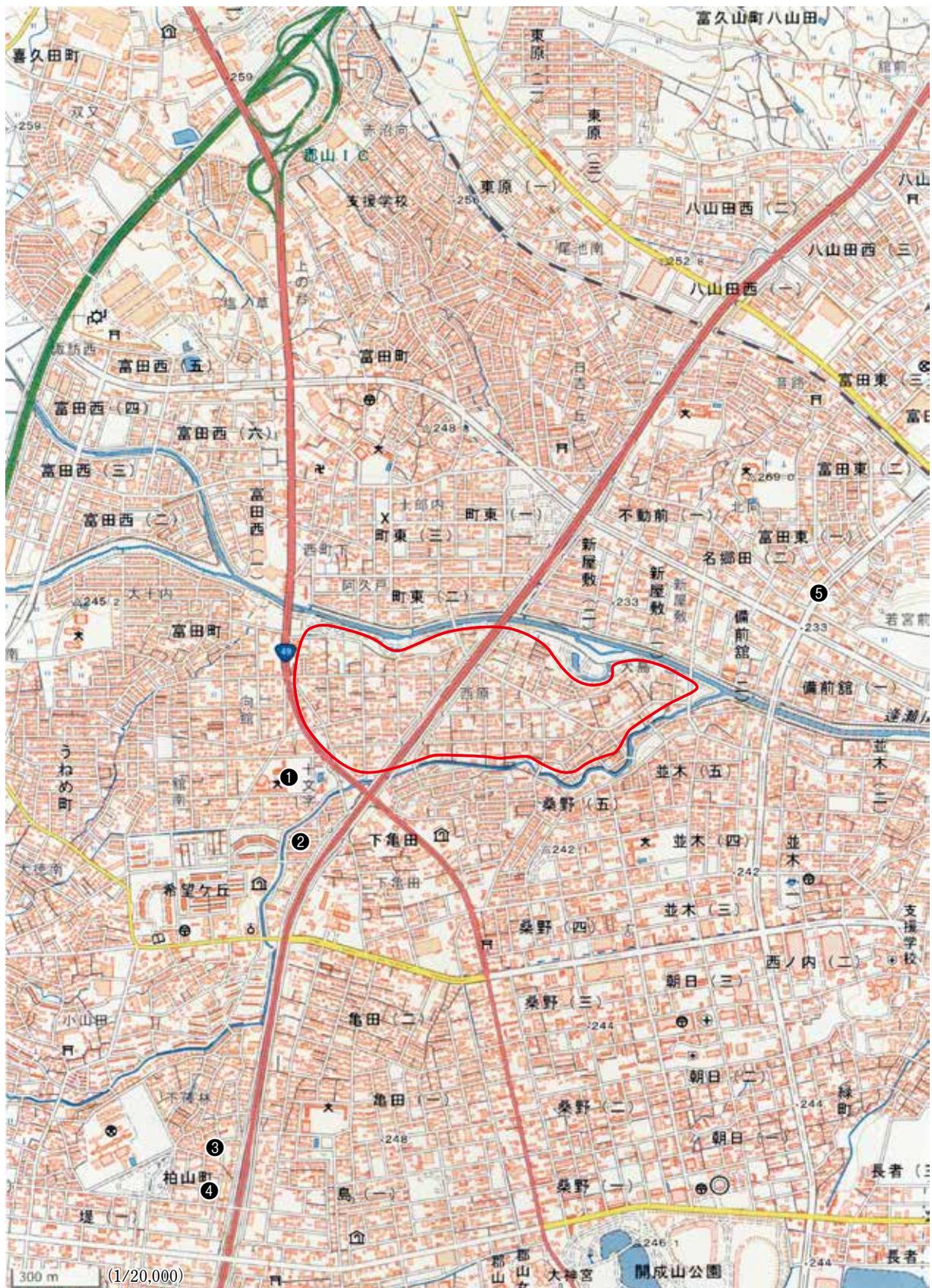
1. 位置と概要

福島県のほぼ中央に位置する郡山市は、西は猪苗代湖の南岸域から奥羽山脈、東は阿武隈高地西縁の丘陵地におよぶ。2つの山地に挟まれた郡山盆地では、東縁部を阿武隈川が北流し、西岸域に郡山市の中心市街地が広がる。郡山盆地は、阿武隈川沿いに形成された低地帯と、その西に広がる郡山台地に大別できる。このうち郡山台地は、奥羽山脈に源を発する阿武隈川支流の中小河川によって開析され、東西方向の複数の台地にわかれている。

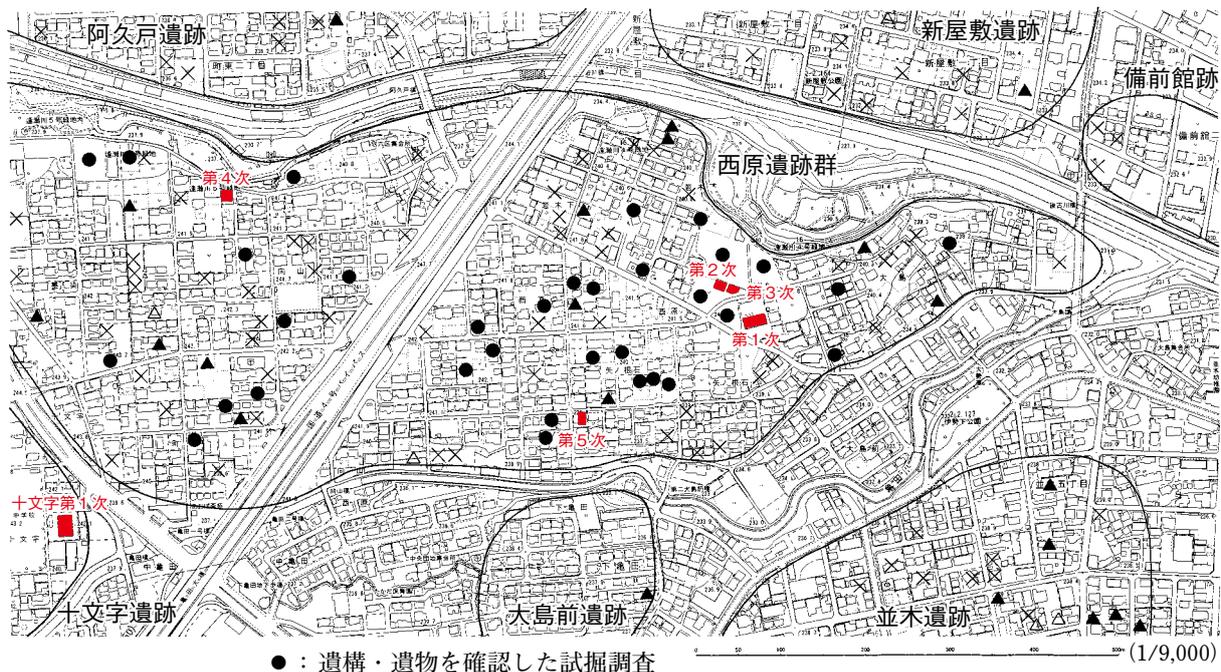
西原遺跡群は、逢瀬川と笹原川に挟まれた台地内の北側に所在する。第1図に示したように、逢瀬川南岸の台地縁辺が、その支流である亀田川により開析され、両河川に挟まれた部分である。現行の行政地名では、福島県郡山市富田町の字大島・矢ノ根石・若木下・西原・向山・町畑・墨染にまたがる。西原遺跡群は、縄文時代と古墳～平安時代の散布地として遺跡登録されており、これまでに実施した発掘調査および試掘地調査において、縄文時代および平安時代の遺構と遺物がみつまっている。なかでも平安時代の遺構・遺物の密度が高く、規模の大きな集落が営まれていたと予想できる。第2図に、これまでに発掘・試掘地調査を実施した地点を示した。発掘調査は、本書で報告する調査を含めて5回実施している。字大島地内で実施した第1次発掘調査では、竪穴建物が7棟(1～7号)、掘立柱建物が2棟(1・2号)、土坑が5基(1～5号)、溝が1条(1号)確認できた。出土遺物の様相から、その多くは平安時代前期に機能したとみられる。これまでに実施した調査の中では、最も遺構密度が高い地点である。第2次・第3次発掘調査は隣接する地点で、字若木下地内に所在する。字名は異なるものの、第1次発掘調査地点と近接する場所である。確認できた遺構は、両次の調査を合わせて、竪穴建物が2棟(8・9号)、掘立柱建物が1棟(3号)、土坑が2基(6・7号)、溝が2条(2・3号)、ピットが1基(1号)である。出土遺物の様相から、その多くは平安時代前期に機能したとみられる。字大島から若木下にかけての台地上の平坦面が、平安時代の集落の中心域であったと考えられる。なお、第3次発掘調査の報告書では、遺構図の方位と座標値を誤って掲載しているため、第4図に訂正する。

本書の3で報告する第4次発掘調査地点は、字向山地内に所在し、他の発掘調査地点とは離れた場所である。竪穴建物や掘立柱建物といった居住を直接的に示す遺構は確認できず、出土した遺物も僅少であった。確認できた遺構は、土坑が4基(8～11号)、溝が1条(4号)である。同じく4で報告する第5次発掘調査地点は、字矢ノ根石地内に所在し、台地が亀田川へ向かって傾斜しはじめる辺りである。掘立柱建物が1棟(4号)、柱列が2条(1・2号)、ピットが15基(2～16号)確認できた。ピットのうち16号とした遺構は、1基のみの確認だが、形状と堆積土の様相から掘立柱建物の柱穴と考えられる。また、柱列も掘立柱建物を構成する柱列の可能性があり、その場合、両柱列は平行することから、庇を持つ建物の南側庇部分の可能性もある。出土遺物が少ないため、機能した確かな時期は不明ながら、掘立柱建物は平安時代前期であろう。柱列は、平安時代のなかでも時期がやや下るかもしれない。周辺の地形を勘案すれば、第5次調査地点は平安時代集落の南縁辺付近と予想できる。出土遺物の大半は、縄文時代後期後葉から晩期にかけての縄文土器の破片であり、矢ノ根石という字名からうかがえるように、近くには縄文時代集落が営まれていたと考えられる。

西原遺跡群の西端は、国道49号を限りとする。国道を挟んだ西側には十文字遺跡(第1図①)が隣接す

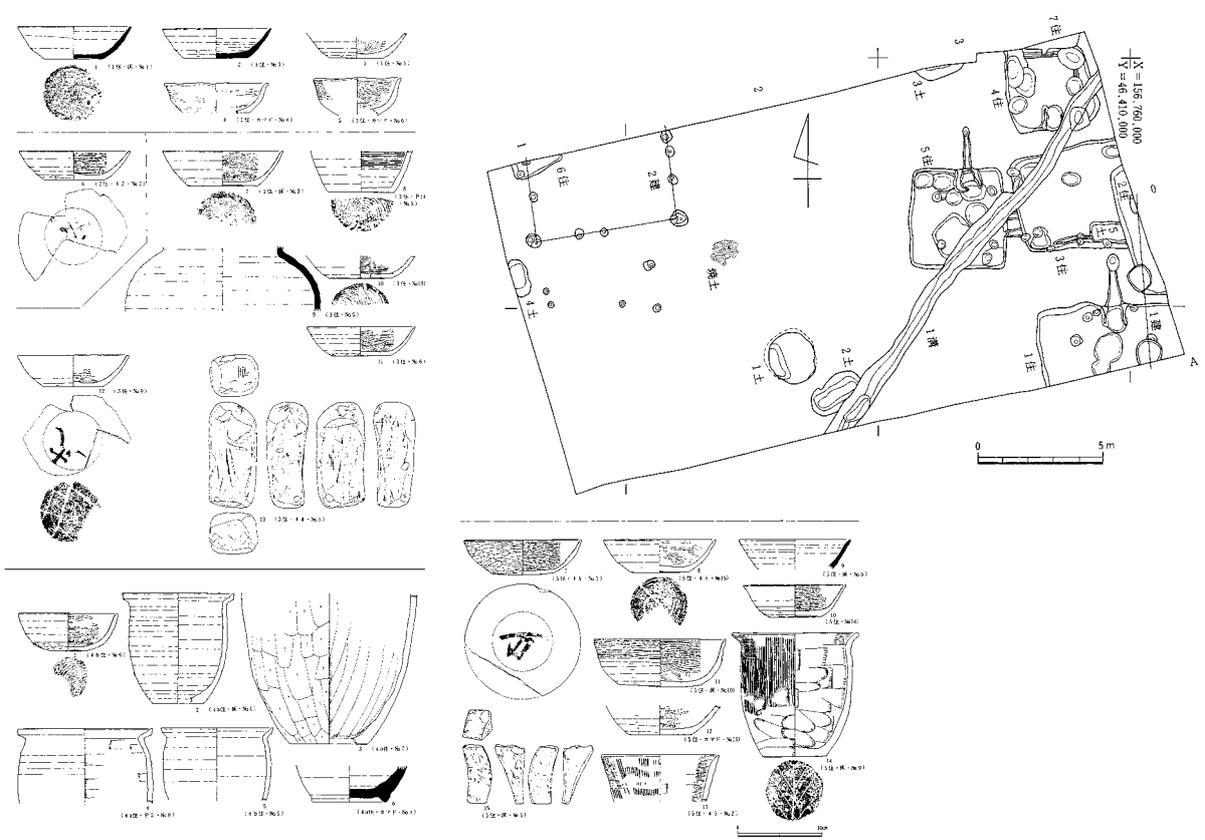


第1図 西原遺跡群の位置 (基図は地理院地図電子国土Web)

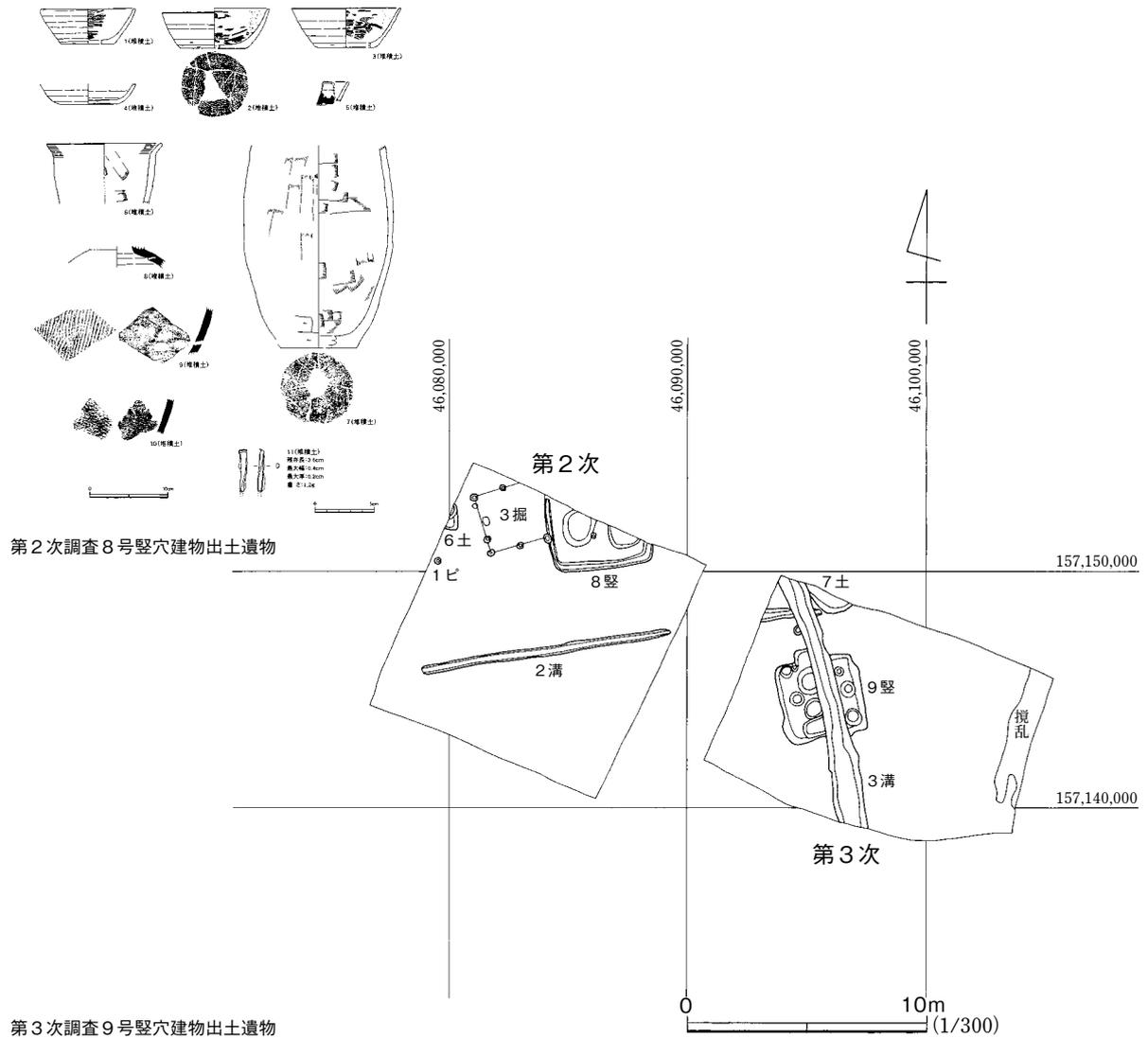


- : 遺構・遺物を確認した試掘調査
- ▲ : 遺構を確認した試掘調査
- △ : 遺物を確認した試掘調査
- × : 遺構・遺物とも未確認の試掘調査

第2図 調査地点



第3図 第1次調査



第4図 第2次・第3次調査

るが、両遺跡の間に地形による障壁は存在しない。十文字遺跡の発掘調査では、竪穴建物が3棟、溝が1条確認できた。出土遺物の様相から、多くの遺構は奈良時代に機能していたと考えられる。西原遺跡群よりやや遡る時期の集落であるが、両遺跡でみつかった集落は、一連の存在と評価すべきだろう。

十文字遺跡以外の周辺の遺跡で実施した発掘調査においても、西原遺跡群と同時代の遺構・遺物がみついている。十文字遺跡の南に近接する古亀田遺跡(同②)では、「信夫」と墨書された平安時代前期の土師器坏が出土した。「信夫」は、福島市周辺に置かれた郡名である。安積郡に含まれる郡山市から、違う郡の名称が墨書された土師器が出土したことは、郡と郡との通交を示す。さらに南方の柏山遺跡(同③)では、奈良・平安時代の掘立柱建物を構成する柱穴が多数みつかったが、発掘調査区に限られるため、建物の復元にはいたらなかった。同遺跡は弥生時代の墓坑群が著名であり、古墳時代中期～終末期の古墳群である阿弥陀壇古墳群(同④)と複合する。柏山遺跡の奈良・平安時代集落は、弥生・古墳時代以来の伝統的な勢力の存在を背景に成立したと評価できる。以上の遺跡は、いずれも逢瀬川南岸域に所在する。対岸の北岸域では、山王林遺跡(同⑤)で奈良・平安時代の遺物が出土した。斜面部の調査であったため、竪穴建物や掘立柱建物といった居住に直接関わる遺構はみつかっていないが、比較的多くの遺物が出土しており、瓦の破片や丸玉を含む。調査区の近くに、集落が営まれていた可能性がある。

2. 調査に至る経緯

第4次発掘調査 埋蔵文化財包蔵地の西原遺跡群地内で個人住宅の建設計画があったことから、郡山市教育委員会は、令和3年5月10日、対象となる開発区域447.29㎡に対してトレンチを3本設定し、調査面積25.20㎡の試掘調査を実施した。調査の結果、現表土面から40～80cmの深さから検出された黄色土から溝跡、土坑、ピットを検出した。そのため、遺構が確認された範囲の284㎡を要保存範囲と判断した。その後、事業者から5～40cmの土盛を行うことで30cm以上の保護層を確保するとの届出が提出されたが、その後の開発で遺構検出面よりも深く削平されたことが判明したことから、改めて協議が持たれ、要保存範囲と建築範囲が重複する87㎡において記録保存を目的とする発掘調査を実施することとなった。これを受けて令和3年8月27日付けで郡山市と公益財団法人郡山市文化・学び振興公社との間で、西原遺跡群第4次発掘調査に係る委託契約を締結し、発掘調査を実施した。

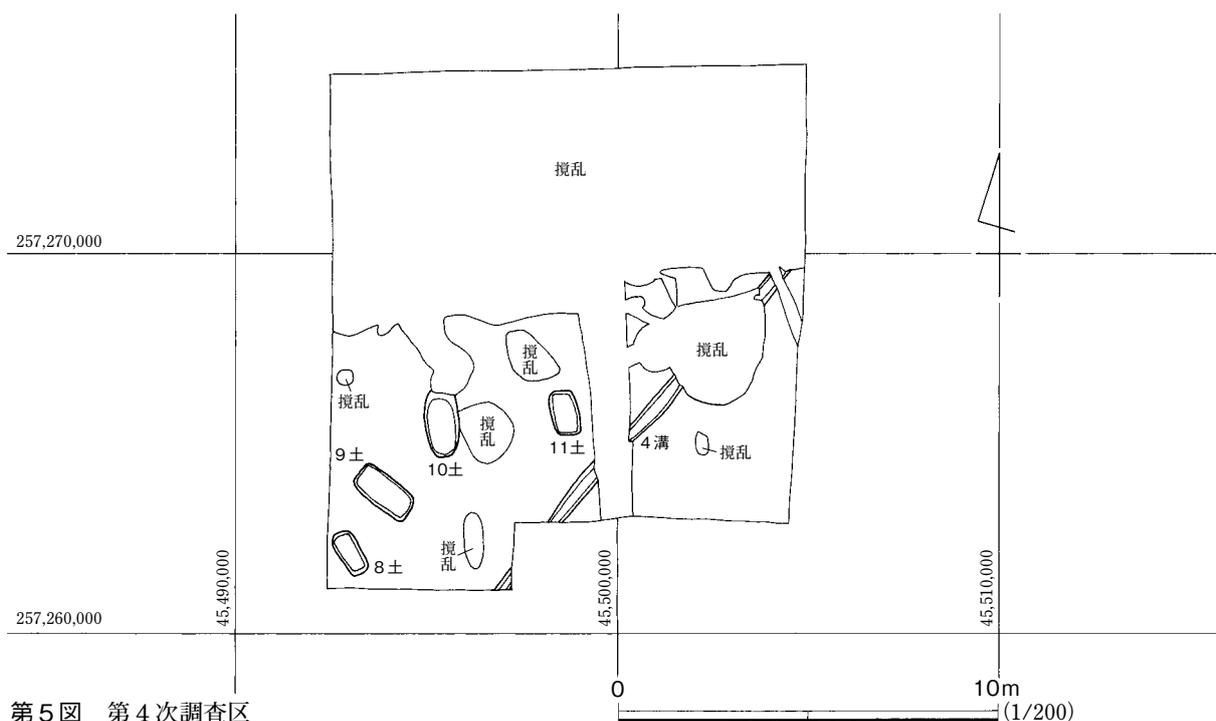
第5次発掘調査 埋蔵文化財包蔵地の西原遺跡群地内で個人住宅の建設計画があったことから、郡山市教育委員会は、令和6年11月19日、対象となる開発区域333.44㎡に対してトレンチを2本設定し、調査面積14.41㎡の試掘調査を実施した。調査の結果、現表土面から30cmの深さから検出された黒色土から縄文土器片や土師器片・石器が出土し、ピットを検出したほか、表採資料として縄文土器片などを採取したことから、遺構・遺物が確認された範囲の195㎡を要保存範囲と判断した。その後、事業地の埋蔵文化財の保護・保存について、市と開発事業者の間で協議を行った結果、工法変更等による現状保存が困難であると結論に達し、記録保存を目的とする発掘調査を実施することで合意し、遺跡の保存が不可能となる範囲195㎡の発掘調査を実施することとした。これを受けて令和6年12月10日付けで郡山市と公益財団法人郡山市文化・学び振興公社との間で、西原遺跡群第5次発掘調査及び発掘調査報告書原稿作成に係る委託契約を締結し、発掘調査を実施した。

3. 第4次発掘調査

調査経過 令和3年5月10日に実施した試掘調査で要保存範囲とされた範囲が、その後の開発で試掘調査時の遺構検出面よりも深く削平され、遺構が損なわれている状況を確認した。そこで7月16日に現地に関係者間の協議を行ない、発掘調査の必要性について合意し、可能な範囲で発掘調査を実施することとなった。削平が深く及んで遺構が失われたと判断した部分は除外し、協議を行なった時点で遺構のプランが見えていた範囲について、7月21日と30日に発掘調査を実施した。調査期間の短縮を図るため、削平に伴う攪乱の掘り込みは原則として行なわなかった。

遺構 土坑4基と溝1条の調査を実施した。調査時には遺構番号を1号から付けたが、第1次から第3次調査では遺構番号を連番としていたため、本報告では番号を変更した。以下の報告では、調査時の遺構番号をカッコ内に示した。土坑はほぼ同様な形状であり、堆積土も類似する。平面は長方形を基調とし、壁の立ち上がりは急角度である。堆積土は黒色土を基調とするℓ1と、それに黄色土の混入したℓ2からなり、人為堆積の様相は認められない。各土坑は近接した場所にあるものの、規則的な配置にはない。各土坑が同一の遺構を構成するのではなく、独自に存立したと想定できる。ただし、形状や堆積土が類似することから、同様の用途を担っていた可能性がある。8号(1号)土坑と9号(2号)土坑、10号(3号)土坑と11号(4号)土坑といった隣接する土坑では長軸の方向がおおむね一致する。4基の土坑は、2つのグループに分けられそうである。4号(1号)溝は、斜方位に直線的に続く。調査区南壁面の観察によれば、東側にテラス状の段を形成するようだが、その部分は削平のため失われている。堆積土は黒色土を基調とする単一層で、人為堆積をうかがわせる様相は認められない。

遺物 4号(1号)溝から、土師器の破片が1点出土した。ごく細片のため、器形の特徴などは認識できない。図示していないが、外面とみられる面に、ヘラケズリの痕跡が認められる。

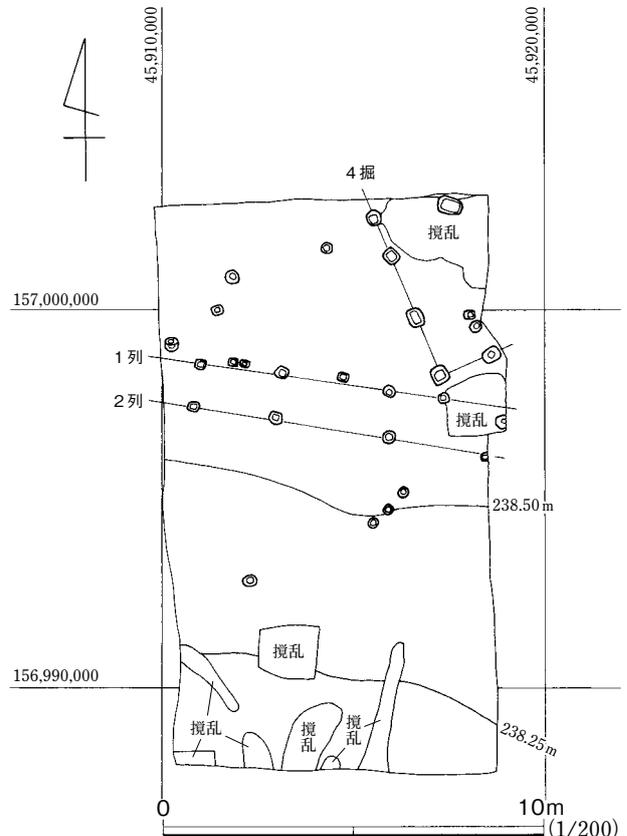


第5図 第4次調査区

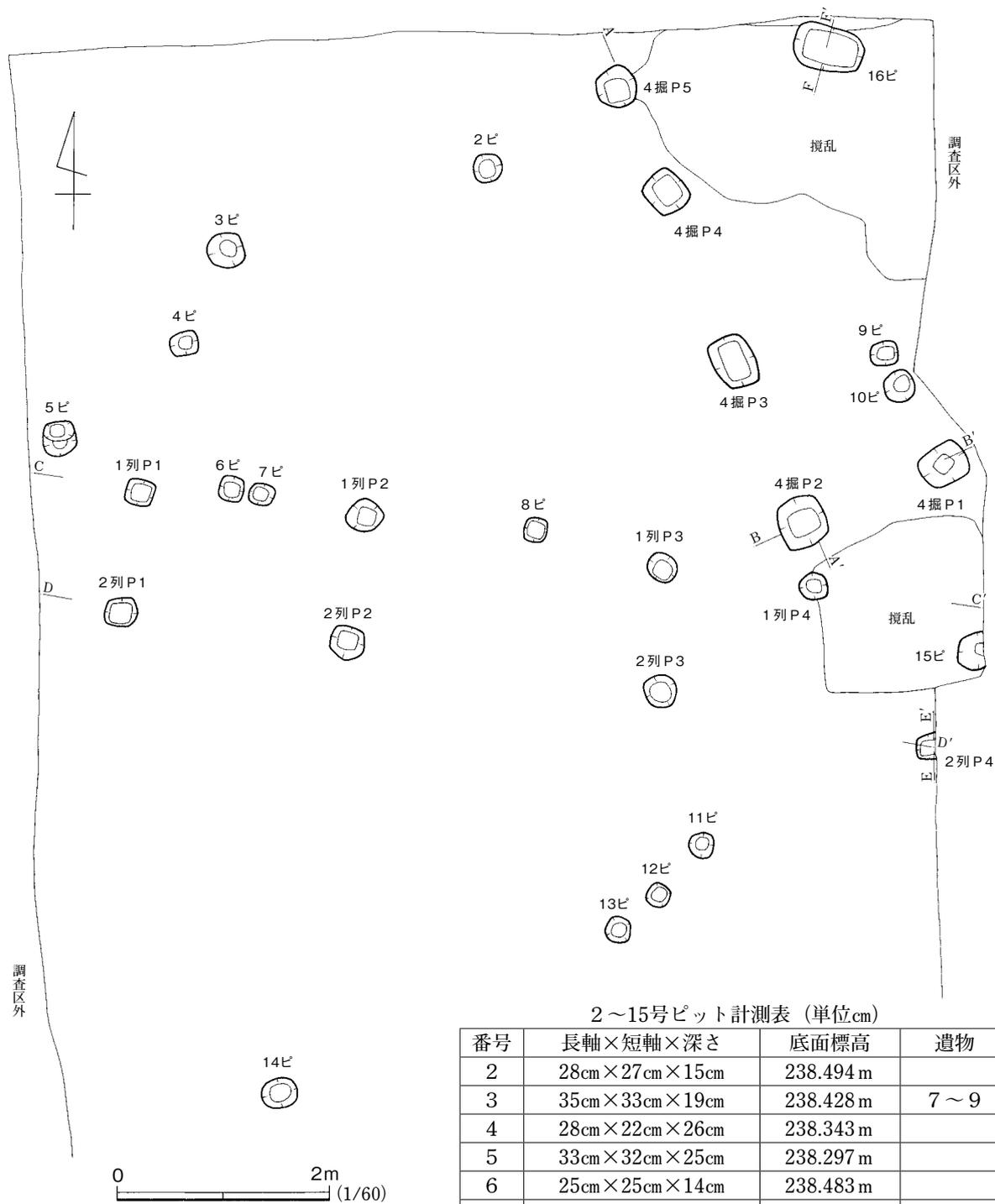
4. 第5次発掘調査

調査経過 12月11日に発掘調査前の準備作業に着手し、翌12日から13日まで油圧ショベルを使用して表土を除去した。排土は開発対象地内に仮置きして整形・被覆した。パミスを含む黒褐色（10YR3/2）のLⅡは若干の遺物を含むが、層厚が薄く、耕作などによる攪拌が全体に及んでいたため、LⅠ（表土・耕作土）とともに除去した。遺構検出面は褐色（10YR4/4）でしまりのあるLⅢである。削平が深くまで及んでいた調査区南側では、黄褐色（10YR7/8）で粘土質のLⅣである。週明けの16日から作業員を導入して遺構の検出作業を開始し、翌17日には遺構の掘り込みに着手した。20日までには、遺構の掘り込みおよび図面作成・写真撮影が終了した。24日と26日には、油圧ショベルを使って調査区を埋め戻した。遺構 掘立柱建物1棟（4号）、柱列2条（1・2号）、ピット15基（2～16号）を確認した。遺構番号は、第1次調査からの連番である。遺構は調査区の北側に偏在し、傾斜地となる南側では未確認である。調査範囲が限られるため、掘立柱建物と柱列は部分的な確認にとどまる。4号掘立柱建物の南西辺柱列では、P4とP5の間隔が他の柱間と比べて狭い。柱穴の平面は方形を基調とし、しっかりと掘り込まれている。柱痕は認められず、柱が抜き取られている可能性がある。1号柱列と2号柱列はおおむね並行するため、掘立柱建物の底部分かもしれない。ほとんどの柱穴が方形基調の平面で、しっかりと掘り込まれている。16号ピットは、他のピットと比べて規模が大きい。平面は方形を基調とし、しっかりと掘り込まれ、明確な柱痕が認められる。対応する柱穴が調査区外に存在する可能性が高いが、1基のみの確認のため単独のピットとした。以上の他、ピットを14基確認したが、配列などに明確な規則性は認められない。15号ピットのみ、堆積土の様相が異なる。褐色を基調とした堆積土で、しまり・粘性が強い。それ以外のピットは、LⅡに由来するとみられる黒色を基調とした堆積土である。

遺物 出土量は少なく、土器は全て破片である。土師器・須恵器・縄文土器の破片と石器およびその剥片が認められ、縄文時代後期後葉の縄文土器と、網目状捺糸文を施した晩期とみられる粗製土器が多い。土師器には実測可能な破片はなかった。第10図に19点を示した。1・2の縄文土器と3の石器は4号掘立柱建物の柱穴から出土した。3は石鏃と思われるが、湾曲した形状で、未製品と思われる。4の須恵器、5・6の縄文土器は1号柱列のP3から出土した。7～9の縄文土器は3号ピット、10の縄文土器は11号ピットから出土した。9の端部破片は台部と判断した。11・12の須恵器、13～19の縄文土器は、遺構外のLⅠ・Ⅱおよび攪乱から出土した。



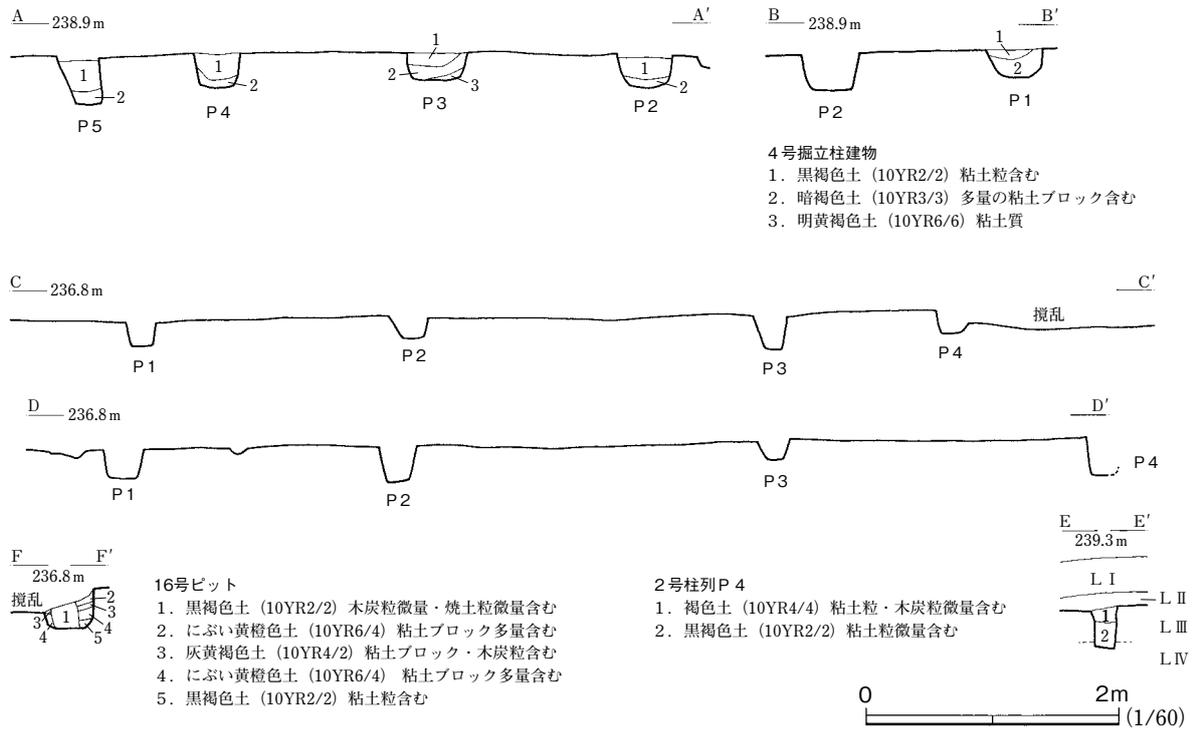
第7図 第5次調査区



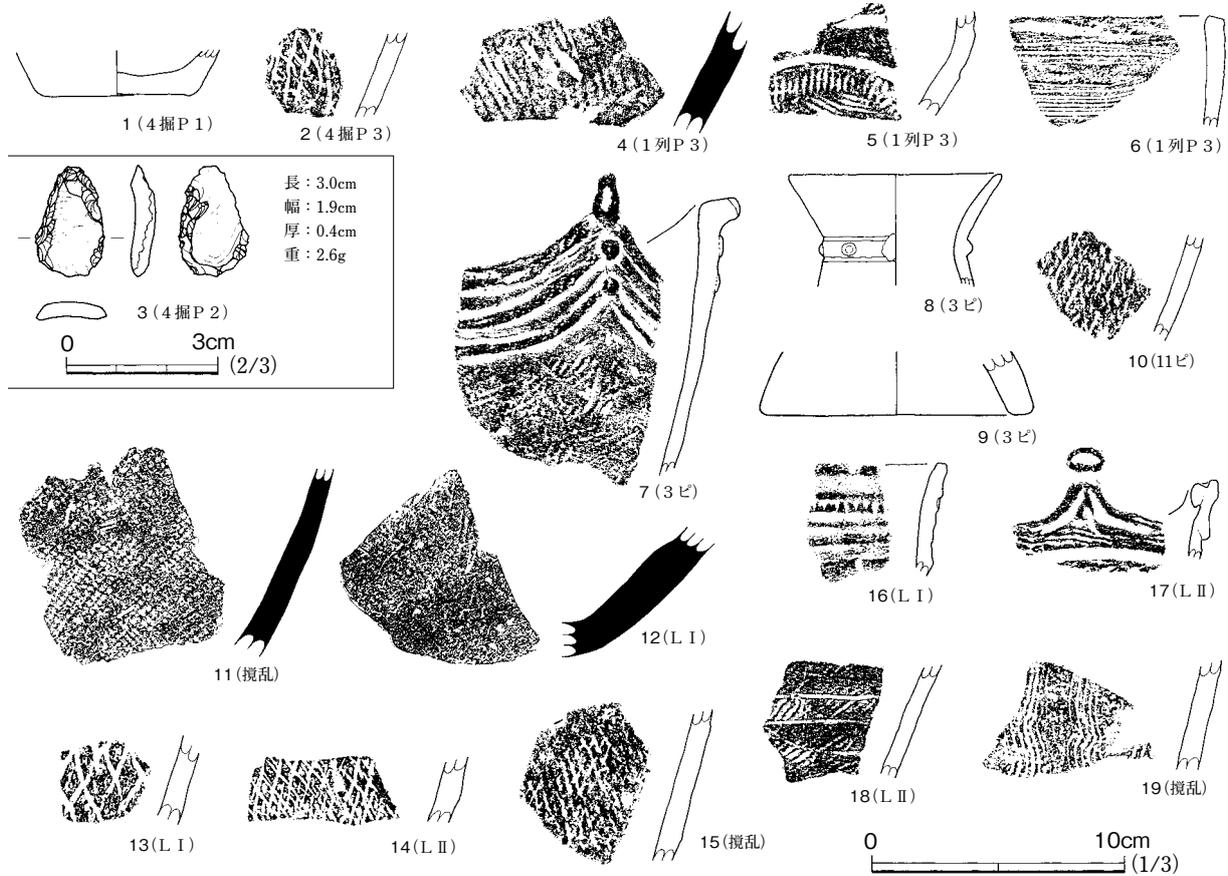
2～15号ピット計測表 (単位:cm)

番号	長軸×短軸×深さ	底面標高	遺物
2	28cm×27cm×15cm	238.494 m	
3	35cm×33cm×19cm	238.428 m	7～9
4	28cm×22cm×26cm	238.343 m	
5	33cm×32cm×25cm	238.297 m	
6	25cm×25cm×14cm	238.483 m	
7	24cm×23cm×24cm	238.331 m	
8	24cm×22cm×23cm	238.339 m	
9	26cm×23cm×22cm	238.448 m	
10	30cm×29cm×16cm	238.478 m	
11	24cm×23cm×17cm	238.394 m	10
12	23cm×22cm×17cm	238.351 m	
13	23cm×23cm×24cm	238.262 m	
14	33cm×28cm×13cm	238.197 m	
15	37cm× - ×21cm	238.304 m	

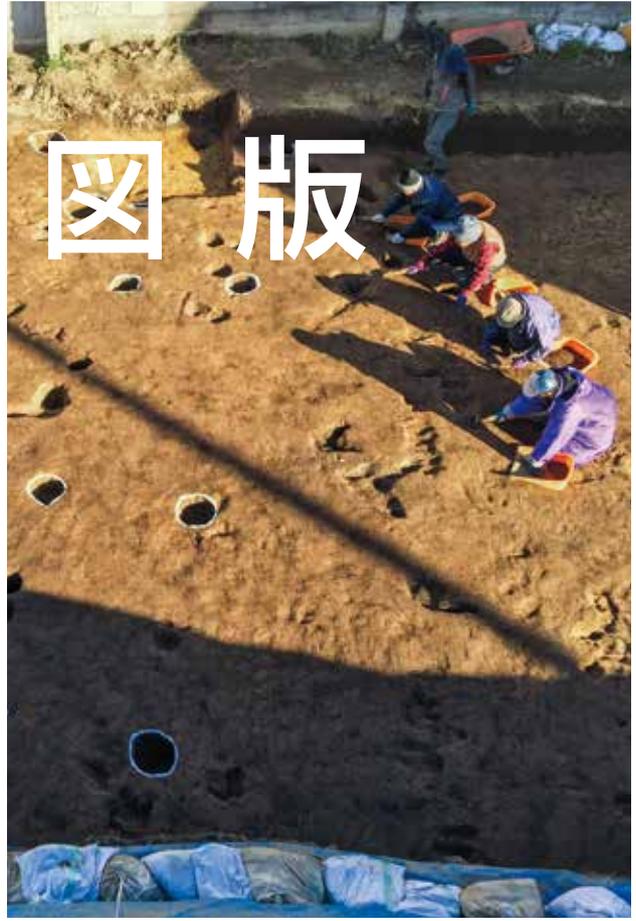
第8図 第5次調査遺構平面



第9図 第5次調査遺構断面



第10図 第5次調査出土遺物



写真図版



遺構検出状況（北東から）



遺構完掘状況（北から）



遺構完掘状況（西から）



8号土坑（南西から）



9号土坑（南西から）



10号土坑（南から）



11号土坑（南から）



4号溝断面（北から）



調査区全景（北東から）



調査区北側（西から）



4号掘立柱建物P4断面（南西から）



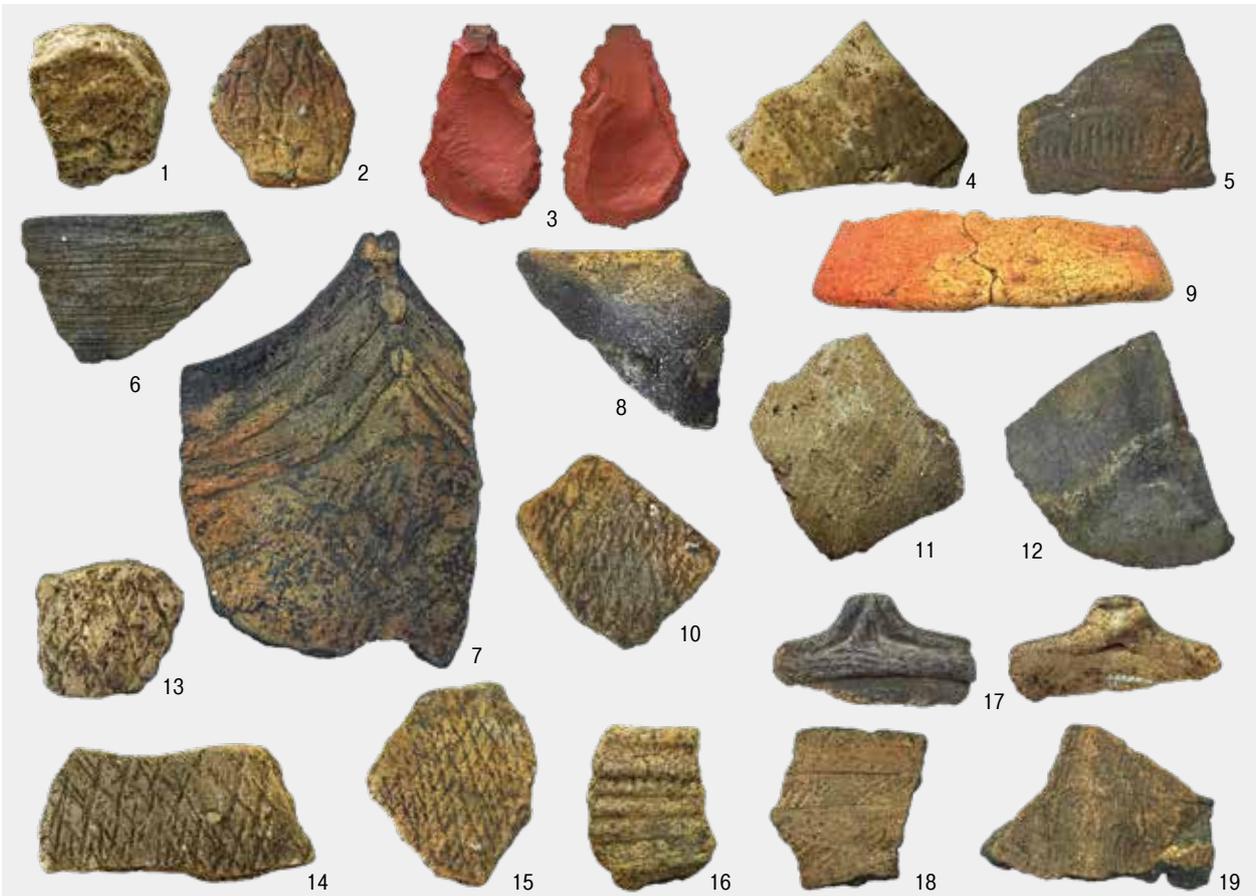
2号柱列P4断面（西から）



16号ピット断面（東から）



休憩時のひと時



出土遺物

報告書抄録

書名	住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査業務 西原遺跡群 第4・5次発掘調査報告書							
編著者	垣内和孝 荒木麻衣							
編集機関	公益財団法人郡山市文化・学び振興公社文化財調査研究センター							
所在地	福島県郡山市喜久田町堀之内字畑田23番							
発行機関	郡山市教育委員会							
所在地	福島県郡山市朝日一丁目23番7号							
発行年月日	令和7年(2025)7月25日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
西原遺跡群 (第4次)	福島県郡山市富田町 字向山26-2、27-1	2036	0284	37° 24' 58"	140° 20' 50"	20210721) 20210730	87 m ²	住宅建設
西原遺跡群 (第5次)	福島県郡山市富田町 字矢ノ根石5			37° 24' 49"	140° 21' 7"	20241211) 20241226		
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物			特記事項	
西原遺跡群 (第4次)	集落	古代	土坑・溝	土師器細片				
西原遺跡群 (第5次)	集落	古代	掘立柱建物・柱列	縄文土器片・土師器片				
要約	古代集落を発掘調査							

住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査業務

西原遺跡群

— 第4・5次発掘調査報告書 —

令和7年(2025)7月25日

編集 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社
文化財調査研究センター
〒963-0541 福島県郡山市喜久田町堀之内字畑田23番

発行 郡山市教育委員会
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

印刷 株式会社坂本印刷所
〒963-0551 福島県郡山市喜久田町菖蒲池14-26